

労働条件通知書による年間収入の見込みで 被扶養者の認定等ができるようになります

労働条件
通知書

認定は **R8.4.1** から適用

労働条件通知書による認定って？

■年間収入の判定方法が変わるの？

これまで

- 認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより年間収入を判定。
- 年間収入は、勤務先が証明した給与等支払証明書等で判定。

令和8年4月1日以降

「労働条件通知書」等の労働契約内容が分かる書類に記載のある賃金（※1）から見込まれる年間収入が130万円未満（※2）であり、かつ、他の収入が見込まれない場合は、被扶養者の収入限度額内と判定。



メリット

- 同一条件で働く限り1年間は扶養者として認定継続される
- 勤務先から給与等支払証明書等を取得する必要がない

■対象になる人は？

- 労働契約で時給・労働時間・日数等が明確に定められている場合
- 給与収入のみの方
- 契約期間が1年以上ある方



労働条件通知書とは

労働基準法で、雇用契約を結ぶときや更新の際に交付が義務付けられている、どんな条件で働くのかを確認できる書類です。

■対象にならない人は？

- 労働契約内容が分かる「労働条件通知書」等を提出できない方
- シフト制のパート・アルバイト等の給与収入の方で、労働契約で労働時間・日数等が明確に定められていない方
- 給与収入以外の収入（年金収入や事業収入等）がある方
- 契約期間が1年に満たない方
- 複数事業所で勤務している方で、一部の事業所が労働契約で労働時間・日数等が明確に定められていない方又は契約期間が1年に満たない方

（※1）労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれます。

（※2）認定対象者が60歳以上の方である場合にあっては180万円。認定対象者（組合員の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円。

対象の方の提出書類（新規認定時）

■どんな「労働条件通知書」なら認められるの？

以下の内容が記載されており、見込まれる年間収入が収入限度額未満である場合に対象となります。



労働条件通知書

時給 1,300円
1日あたり5時間勤務
1月あたり16日勤務
賞与「有」 残業「有」
交通費「支給有」
契約期間 2年

- 時給・1日の労働時間・1か月の労働日数が明確に定められている
- 具体的な金額のある賞与や交通費等の諸手当は収入に含める（本事例は賞与「有」、残業「有」等の具体的な金額がないため収入に含めない）
- 契約期間が1年以上ある

年間
収入

時給 労働時間 出勤日数
1,300円 × 5時間 × 16日 × 12カ月 = 1,248,000円 < 130万円 ⇒ 認定可能

対象外の方の提出書類（新規認定時）

従来と変更はありません。収入が確認できる書類（給与等支払証明書、年金額改定通知書、確定申告書類一式等）を確認し、今後1年間の収入の見込みが収入限度額未満である場合は被扶養者として認定します。



給与等支払証明書



年金額改定通知書

確定申告書類一式

※該当するもの

□月額、年額の全てが収入限度額未満である必要があります。

Q&A

Q1 労働条件通知書に時間外労働が、「有」や「月30時間以内」と記載されていた場合は年間収入に含める？

A1 予め金額を見込み難いため、本事例の時間外労働は認定時の年間収入には含めません。

Q2 労働条件通知書の雇用条件（時給・労働時間・日数等）に幅がある場合はどのようにして年間収入に含める？

A2 一番低い雇用条件を用いて計算します。例えば「1日の労働時間6～8時間」は6時間、「月の日数10日～15日」は10日を用いて年間収入の見込額を算出します。

Q3 要件確認調査では「予め金額を見込み難い収入」はどのように取り扱うの？

A3 要件確認調査では、「労働条件通知書等に明確な規定がなく予め金額を見込み難い収入」も年間収入に含めます。ただし、当該収入が臨時収入であることが確認できる場合は年間収入には含みません。

※ 臨時収入とは、今後も反復継続的に発生することが予測される収入以外のものを指します。

下記以外の項目が**臨時収入**として挙げられます。

- ・労働契約内容に明記されている給与や各種手当、賞与
- ・定期的に発生する賞与

Q4 複数事業所で勤務している場合の提出書類は？

A4 複数の事業所において勤務している場合には、当該各事業所に係る通知書等の提出が必要です。その上で、各事業所の通知書等に記載された情報に基づき、今回の取扱いに従い年間収入の見込額を個別に算定し、これらを合算して年間収入を判定します（全ての事業所の契約期間が1年以上である必要があります）。

ただし、提出された通知書等のいずれかにおいて労働契約内容による年間収入を算定できない場合（一部の事業所の通知書等しか提出がない場合や、1年未満の契約期間の労働契約が1つでもある場合も含む）は、従来どおり給与等支払証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q5 労働条件が変更になった場合は？

A5 新規認定後1年以内であっても、労働条件の変更があった場合や、労働条件の更新が行われた場合は、条件変更の都度、必ず所属所の学校事務担当者に「通知書」の確認を申し出てください。その上で、年間収入の判定の結果、被扶養者の要件を欠いている場合は、認定取消の手続が必要です。

※ ご不明な点は、所属所の事務担当者にお問合せください。

公立学校共済組合東京支部給付貸付課資格担当

(令和8年3月)